

随意契約理由書

案件名：田尻漁港海岸 田尻川排水機場電気設備改良工事（その2）

田尻川排水機場は、田尻町域の排水施設として、高潮および津波来襲時に水門を閉鎖することによる内水の浸水を防止するため強制的に排水を行うことにより、当該町域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本工事は、現在実施している1号排水ポンプ更新に伴う電気設備の更新工事であり、ポンプの運転にかかる運転操作設備及び監視制御設備のシステム設計、機器製作、据付及び試運転調整までの一切を行うものであります。

田尻川排水機場の既設システムは、各機器とのインターフェイス、データ転送に伴う信号処理方法などについて、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用されている。

そのため、既設システムの改造を行うには、そのシステムに関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、その機能及び動作の確認は、排水機場全体システムについての機能動作を把握した上で行う必要がある。更に本工事においては、既設システムの改造部分の全体工事費に占める割合が多くなっている。

以上のことから、既設システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施した株式会社明電舎関西支社から機能増設が主体となる工事の業務を移管された株式会社明電エンジニアリング大阪営業所が唯一施工可能な企業であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した。

株式会社明電エンジニアリング大阪営業所から徴取した見積が予定価格内であり、かつ、参加意思確認公募手続において参加希望者を公募したが、本案件に係る参加意思確認申請書を提出した者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略するものです。